



令和5年3月15日
内閣府（防災担当）

「令和四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が、令和5年3月10日（金）に閣議決定され、本日（3月15日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 山崎、和嶋

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

「令和四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定

※「◎」は指定済みの災害

激甚災害	対象区域	適用措置		
		3条 4条	5条	24条
平成29年6月25日から令和4年1月18日までの間の地滑り	熊本県球磨郡 <small>いっきむら</small> 五木村	○		○
平成30年11月30日から令和4年7月14日までの間の地滑り	奈良県吉野郡 <small>とつかわむら</small> 十津川村	○		○
令和4年7月8日及び同月9日の豪雨	熊本県球磨郡 <small>くまむら</small> 球磨村	○		○
令和4年9月5日及び同月6日の暴風雨	長崎県 <small>ごとうし</small> 五島市	○		○
令和元年6月30日から令和4年11月1日までの間の地滑り	熊本県 <small>あまくさし</small> 天草市		○	○
令和元年10月18日から令和4年1月6日までの間の地滑り	三重県南牟婁郡 <small>きほうちよう</small> 紀宝町		○	○
令和2年6月30日から令和4年9月14日までの間の地滑り	長野県下伊那郡 <small>おおしかむら</small> 大鹿村		○	○
令和3年3月27日から令和4年9月1日までの間の地滑り	新潟県 <small>じょうえつし</small> 上越市		○	○
令和3年6月28日から令和4年11月28日までの間の地滑り	鹿児島県大島郡 <small>とくのしまちよう</small> 徳之島町		○	○
令和3年6月30日から令和4年9月19日までの間の地滑り	高知県吾川郡 <small>に よどがわちよう</small> 仁淀川町		○	○
令和3年8月8日から令和4年5月31日までの間の地滑り	高知県吾川郡 <small>ちよう</small> いの町		○	○
令和4年5月20日から6月11日までの間の豪雨	鹿児島県 <small>あまみし</small> 奄美市		○	○
	鹿児島県大島郡 <small>せとうちちよう</small> 瀬戸内町		○	○
令和4年7月30日及び同月31日の暴風雨	高知県吾川郡 <small>に よどがわちよう</small> 仁淀川町		○	○
令和4年9月9日及び同月10日の豪雨	長野県下伊那郡 <small>やすおかむら</small> 泰阜村		○	○
令和4年3月16日の地震	宮城県刈田郡 <small>ざおうまち</small> 蔵王町	○		○
	福島県伊達郡 <small>こおりまち</small> 桑折町	○		○
	福島県 <small>みなみそうまし</small> 南相馬市		○	○
	福島県相馬郡 <small>しんちまち</small> 新地町		◎	◎

2. 適用措置の概要

○ 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚法第3条及び第4条)

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は 69%→83%に嵩上げ)

○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(激甚法第5条)

農地、農道や水路等の農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

(過去5カ年の実績の平均では農地は 85%→96%に嵩上げ)

○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第24条)

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

3. スケジュール

3月10日(金) 閣議決定

3月15日(水) 公布・施行

政令第五十一号

令和四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十九年六月二十五日から令和四年一月十八日までの間の地滑りによる災害で、熊本県球磨郡五木村の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置

<p>平成三十年十一月三十日から令和四年七月十四日までの間の地滑りによる災害で、奈良県吉野郡十津川村の区域に係るもの</p>	
<p>令和四年七月八日及び同月九日の豪雨による災害で、熊本県球磨郡球磨村の区域に係るもの</p>	
<p>令和四年九月五日及び同月六日の暴風雨による災害で、長崎県五島市の区域に係るもの</p>	
<p>令和元年六月三十日から令和四年十一月一日までの間の地滑りによる災害で、熊本県天草市の区域に係るもの</p>	<p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>令和元年十月十八日から令和四年一月六日までの間の地滑りによる災害で、三重県南牟婁郡紀宝町の区域に係るもの</p>	

令和二年六月三十日から令和四年九月十四日まで
の間の地滑りによる災害で、長野県下伊那郡大鹿
村の区域に係るもの

令和三年三月二十七日から令和四年九月一日まで
の間の地滑りによる災害で、新潟県上越市の区域
に係るもの

令和三年六月二十八日から令和四年十一月二十八
日までの間の地滑りによる災害で、鹿児島県大島
郡徳之島町の区域に係るもの

令和三年六月三十日から令和四年九月十九日まで
の間の地滑りによる災害で、高知県吾川郡仁淀川
町の区域に係るもの

令和三年八月八日から令和四年五月三十一日まで

<p>の間の地滑りによる災害で、高知県吾川郡いの町の区域に係るもの</p>	<p>令和四年五月二十日から六月十一日までの間の豪雨による災害で、鹿児島県奄美市及び大島郡瀬戸内町の区域に係るもの</p>	<p>令和四年七月三十日及び同月三十一日の暴風雨による災害で、高知県吾川郡仁淀川町の区域に係るもの</p>	<p>令和四年九月九日及び同月十日の豪雨による災害で、長野県下伊那郡泰阜村の区域に係るもの</p>	<p>令和四年三月十六日の地震による災害で、次に掲げる市町の区域に係るもの</p> <p>イ 宮城県刈田郡蔵王町及び福島県伊達郡桑折町</p>
<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三</p>				

ロ 福島県南相馬市及び相馬郡新地町

項及び第四項に規定する措置

法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

備考

- 一 令和四年九月五日及び同月六日の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、令和四年台風第十一号によるものをいう。
- 二 令和四年五月二十日から六月十一日までの間の豪雨による災害に係る豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。
- 三 令和四年七月三十日及び同月三十一日の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、令和四年台風第五号によるものをいう。

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するため
の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三條第

一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

(関係政令の廃止)

- 2 令和四年三月十六日の地震による福島県相馬郡新地町の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和四年政令第百八十三号）は、廃止する。

激甚災害指定により適用される措置の概要①

(令和四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

(第3・4条) 公共土木施設災害復旧事業等

<通常時の措置> (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等)

- 公共土木施設(河川・海岸・砂防設備・道路・港湾・漁港・下水道・公園等)、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、都道府県等が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象
- 公共土木施設災害復旧事業では、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合に応じ、段階的に国庫負担率を嵩上げ
- 補助率 69%
(地方負担分への交付税措置を加えると98.5%
(過去5カ年の実績の平均))



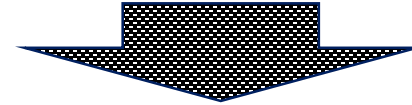
<激甚災害指定時の措置>

- 補助率等を嵩上げ
69% ⇒ 83%
(地方負担分への交付税措置を加えると99.2%
(過去5カ年の実績の平均))
- ※プール計算方式
(個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担)

(第5条) 農地等の災害復旧事業等

<通常時の措置> (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

- 農地・農業用施設、林道の災害復旧事業等が対象
- 自治体の被災農家1戸当たりの復旧事業費に応じ、段階的に国庫補助率を嵩上げ
- 補助率
農地 85%
(地方負担分への交付税措置を加えると97.8%
(過去5カ年の実績の平均))



<激甚災害指定時の措置>

- 補助率を嵩上げ
農地 85% ⇒ 96%
(地方負担分への交付税措置を加えると99.4%
(過去5カ年の実績の平均))

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

激甚災害指定により適用される措置の概要②

(令和四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

(第24条)小災害債に係る元利償還金の 基準財政需要額への算入等

<通常の災害時の措置>

○国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設、公立学校、農業用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債(一般単独災害復旧事業債)の元利償還金を基準財政需要額に算入

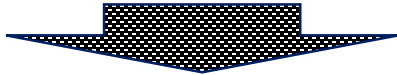
■一般単独災害復旧事業債に係る地方財政措置

【公共土木施設、公立学校施設】

⇒起債充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%～85.5% (財政力補正)

【農林漁業施設】

⇒起債充当率 65%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%～85.5% (財政力補正)



<激甚災害指定時の措置>

○国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧事業について小災害復旧事業債の発行が可能となり、その元利償還金を基準財政需要額に算入
(対象地域は総務大臣が告示)

■小災害復旧事業債に係る地方財政措置

【公共土木施設】

(都道府県・指定都市) 1箇所の工事が費用が80万円以上120万円未満
(市町村) 1箇所の工事が費用が30万円以上 60万円未満

【公立学校施設】

1学校ごとの工事費用が10万円を超えるもの(※国の負担がないものに限る)
⇒起債充当率100%、
元利償還金に対する交付税措置率66.5%～95.0%(財政力補正)

【農地、農業用施設、林道】

1箇所の工事が費用が13万円以上40万円未満
⇒起債充当率 (農地)50% (農業用施設、林道)65%
(農地)74% (農業用施設、林道)80% (※)

※特に被害の著しい区域の場合

元利償還金に対する交付税措置率100%

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。